

なかとんべつライドシェアに関するQ&A（その1）

Q. 料金体系はどのようになっているのですか？

- 平成 18 年及び平成 30 年の国土交通省の通達（※）にもとづき、「当該運送行為が行われない場合には発生しないことが明らかな費用」（ガソリン代）、そしてプラットフォームの維持に必要な費用を利用者にご負担いただいております。
- 料金体系は次のとおり。
 - ・システム利用料 100 円（ドライバーは不受領）
 - ・燃料費：以下を合計（ドライバーが受領）
 - 暖気・迎車分 1 配車あたり固定 30 円
 - 実車分 1km あたり 17.53 円
 - 回送（帰路）分 実車分と同額
 - 停車時 1 分あたり 4.2 円
 - ・決済・会計事務手数料：上記合計額の 20%（ドライバーは不受領）
- 「暖気・迎車分」の費用は、ボランティア・ドライバーが配車リクエストに回答してから利用者をお迎えするまでの移動に要する費用であり、これまでの実績を踏まえて算出しています。
- 「燃料費」は、ボランティア・ドライバーが使用する車両の実効燃費をもとに、ドライバーごとのライドシェアで実車走行した距離を反映させて算出しています。
- 「回送（帰路）分」の費用は、利用者をお送りしたあとにボランティア・ドライバーが自宅や会社など、普段待機している場所へ戻るための費用であり、これまでの実績を踏まえて、実車での走行距離分と同額をいただくこととしています。
- 「停車時」の費用は、乗車中に車両が停止する状態（信号待ち、買い物や病院などの利用で待機する時間など）でのアイドル時に消費する燃費となります。
- これらの費用については、今後も継続的に情報収集をしながら、必要に応じて見直しを検討します。

（※）「道路運送法における登録又は許可を要しない運送の態様について」（平成 18 年 9 月 29 日国土交通省自動車局旅客課長事務連絡）

「道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について」（平成 30 年 3 月 30 日国土交通省自動車局旅客課長事務連絡）

Q. 白タク行為にあたらないのでしょうか？

- ドライバーは実費（ガソリン代）のみを収受するものであり、白タク行為にあたるものではありません。このことについては、関係機関とも情報共有を行いながら進めています。

Q. 誰が利用できるのですか？

- 町民又は町内への来訪者の方にお使い頂けます。なお、チャイルドシート着用の義務がある6歳未満のお子さんが同乗される場合は予め電話でお問い合わせの上ご利用いただくか、中頓別ハイヤー（6-1969）のご利用をお薦めします。（タクシーにおいては、チャイルドシートの着用義務はありません。）

Q. 利用できるエリアはどの範囲？

- 町内での利用に限らず、発地・着地が中頓別町内であれば町外への利用や町外から利用することができます。ただし、町外利用については次の点にご注意とご理解をお願いします。
- アプリから配車する場合は、ドライバーが迎えに来たときに町外利用であることや片道、往復での利用希望であることをご相談ください。
- 町外からアプリ配車することはできませんので予め電話でお問い合わせ願います。
- ボランティア・ドライバーの都合によっては対応できない場合があります。

Q. 利用したい人は、事前に登録等が必要になりますか？スマホを持っていない人でも利用できますか？

- 事前の準備として、スマートフォン（以下「スマホ」）をお持ちの方は、App Store（iOSの場合）または Play Store（Androidの場合）で「Uber」と検索してアプリをインストールの上、登録して頂ければすぐに使うことができます。

尚、以前は登録にクレジットカードが必要でしたが、現在はクレジットカードがなくてもご登録いただけるようになっています。

○スマホをお持ちではない方は、ライドシェア配車受付専用ダイヤル（080-2867-4112）までご連絡下さい。電話受付は平日の 9:00 から 21:00 までとなります。スタッフが配車をします。また、町内 7 か所（道の駅ピンネシリ、ピンネシリ温泉、寿公園（寿スキー場）、農協スーパー、保健センター、すずらん薬局、国保病院）にも、タブレットを設置していますので、代理での配車の手配をご依頼いただくことができます。

○詳しい使い方がわからない方は、080-2867-4112 までお気軽にお問い合わせ下さい

Q. 利用時間は何時から何時までになりますか？

- 原則、8:00~24:00 頃を想定していますが、ボランティア・ドライバーの都合によっては対応できない場合があります。
- スマホをお持ちではない方は、配車をお電話でご依頼することになります。電話配車の受付時間は全日 9:00~21:00 となります。（年末年始を除く。）

Q. ドライバーや車を選ぶことができますか？

- 移動したい時に、一番近くにいる車と利用者を即時にマッチングするシステムですので、ドライバーや車を選ぶことができません。

Q. 予約できますか？

- 移動したい時に、一番近くにいる車と利用者を即時にマッチングするシステムですので、原則予約はできません。

Q. 誰がドライバーで、どのような車が来るのでしょうか？

- 15名の町民ボランティア・ドライバーがご登録いただいています（平成31年3月末現在）。各ボランティア・ドライバーが所有する車が登録されていて、3人乗りから6人乗りの車まで様々な種類の車が登録されています。
- 配車依頼をしドライバーとマッチングすると、ドライバーの名前や写真、車種、車のナンバー、評価の平均点が表示されますので、そこでご確認いただけます。

Q. 町外からの来訪者が利用したい場合は対応するのでしょうか？

- 観光客等、町外からの来訪者の方が、Uberのアプリを通じて配車を依頼することは可能です。お電話でも受け付けます。

Q. 安全なのでしょうか？

- 15名の町民ボランティア・ドライバーがご登録いただいています（平成31年3月末現在）。そのボランティア・ドライバーの皆さんの空いている時間を活用して、ドライバー個人の自家用車を利用し、ライドシェアを行います。
- 車両は、事前に車検証を確認している他、ボランティア・ドライバーの皆さんの運転記録証明書による過去の運転歴のチェック、任意保険の加入状況等を確認しています。さらに、町としても、万一のために、ボランティア・ドライバーの皆さんの任意保険とは別に、新たに任意保険に加入しています。
- さらに、ボランティア・ドライバーの皆さんには、「交通グループ会議」のメンバーにもなって頂き、町立自動車学校による講習会の受講（適宜実施）をはじめ、ライドシェアの取り組みが、より安全に進めていけるための議論を継続的に行っていくこととしています。
- 加えて、Uberの仕組みでは、ドライバーが利用者を、また、利用者がドライバーを「評価」する仕組みとなっています。これは、お電話で配車した人も同様であり、仮に、悪い評価の利用者の方がいらっしゃれば配車ができない場合もあり、また、悪い評価を受けたボランティア・ドライバーに対しては、事前にアナウンス

し、新たな講習を受けていただきます。改善されない場合は、登録が抹消される場合もあります。

Q. 万一事故が起きたら？

- ボランティア・ドライバーは、一般的な事故と同様に、救護を行い、警察へ連絡、その後任意保険会社、役場へご連絡頂くこととなります。
- 事故が発生しないためにも、交通グループ会議で、町内の危険箇所情報の共有化や自動車学校と連携した安全運転に向けての講習会の実施等を行っています。

Q. ボランティア・ドライバーになりたいが、どうしたら登録できるのか？

- ご参加いただけるドライバーの方を大募集しています。
- 中頓別町にお住まいの21歳以上75歳以下の方でしたら、ご登録いただけます。
- ドライバーになる方には、「交通グループ会議」のメンバーにもなっていただき、この取組みがより安全に進めていけるための議論に参加していただくこととしています。
- 配車を受ける際にタブレットが必要になりますが、無償で貸出しすることもできます。
- 詳細は中頓別町 総務課政策経営室 (01634-6-1111) までお問い合わせください。